

まふとち通信

(まふ (MAFF)) は、農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です

本誌のご案内

- 「百花繚乱」最新号を発行しました
- 令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります
- 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が施行されます
- 「下芳井ほたるの会」が
令和4年度関東農政局多面的機能発揮促進事業局長表彰を受賞しました
- 令和5年産米等作付意向(令和5年1月末時点)が公表されました
- 令和3年栃木県の農業産出額及び生産農業所得



最新号を発行しました。

「百花繚乱 ～栃木県内の農業関係高校を紹介します～」

「百花繚乱」は、若者に農業の魅力を伝え、農業を職業として選択する人材育成に貢献することを目的に、平成29年度から毎年3月に発行し、今年で6年目になります。

栃木県内の農業関係高校の生徒が次世代の農業の担い手として、地域と連携した実践的な学習により、個々の進路実現に果敢にチャレンジしている農業関係高校等の活動を紹介しています。

県・市町や農業関係者をはじめ、消費者や流通・加工業者、小売業者、教育関係者、また、中学生など幅広い方々の目に触れ、農業関係高校等の取り組みへの理解が深められる契機となれば幸いです。

この冊子は一般の方にも無料で配布しておりますので、ご希望の方は下記までお問い合わせ下さい。なお、配布部数に限りがありますので、配布を希望される方はお早めにご連絡下さい。

【問い合わせ】 関東農政局栃木県拠点 地方参事官室 企画担当

TEL : 028-633-3311

Mail : tochigi_sanjikansitu@maff.go.jp



百花繚乱2023及び過去の百花繚乱は、下記のURL又は右記の二次元バーコードからご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tochigi/tochigi_hyakaryouran.html



令和5年10月から消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)が始まります

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のために仕入先が発行するインボイス(適格請求書)の保存が必要になります。また、売り先にインボイスの交付を行うためには税務署へ「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。

詳しくは下記のURL又は右記の二次元バーコードからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/tyosei/inboisu.html>



背景

農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。このため、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要であり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行されました。

法律案の概要

地域計画の策定(人・農地プランの法定化)

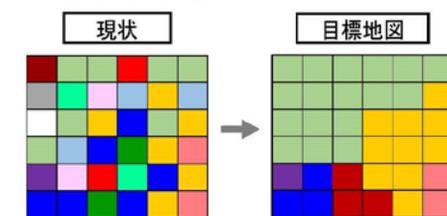
① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施
(基盤法第18条)

② これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標(目標とする農地利用の姿を示した地図を含む)等を定めた「地域計画」を策定・公告

その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成

(基盤法第19条及び第20条)

※目標地図のイメージ



<農地の集約化等>

① 農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付け等を促進し、農地バンクは、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申し入れ
(基盤法第21条第1項、機構法第8条第3項第3号)

② 通常地域計画を策定した地域について、追加的に、地域計画の特例として、3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地を貸し付けるときは農地バンクとすることを提案できる仕組みを措置
(基盤法第22条の3及び第22条の4)

③ 農地バンクは、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進また、農業委員会が同計画を定めるべき旨を要請した場合、農地バンクはその内容を勘案して計画を策定
(現行の市町村の利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合)
(機構法第18条)

④ 農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地を追加
(基盤法第22条の6)

⑤ 農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長(20年→40年)
(農地法第39条第3項等)

⑥ 農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定を義務化
(農委法第7条第1項)

<人の確保・育成>

① 都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備
(基盤法第5条及び第11条の11)

② 認定農業者に係る措置
ア 公庫が、認定農業者向けの「資本金劣後ローン」を融資
(基盤法第13条の3)

イ 認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続をワンストップ化
(基盤法第12条、第13条の2及び第14条)

③ 農地の取得に係る下限面積要件を廃止
(旧農地法第3条第2項第5号)

④ 農協による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和
(農協法第11条の50第3項)

詳しくは下記のURL又は右記の二次元バーコードからご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/attach/pdf/chiiki_keikaku-20.pdf



令和4年度関東農政局多面的機能発揮促進事業 最優秀賞受賞「下芳井ほたるの会」

関東農政局では、管内で取り組まれている「多面的機能発揮促進事業」のうち、多面的機能支払に係る取り組みを対象に優良な活動を表彰し、関係者の意欲の高揚を図るとともに、同事業による各種の取組を推進しています。

令和4年度表彰では、那珂川町の下芳井ほたるの会が、関東農政局長賞の最優秀賞を受賞し、令和5年3月3日（金）に関東農政局において開催された表彰式典に参加されました。

下芳井ほたるの会は、平成20年度に農業者の高齢化や耕作放棄地の増加等の地域課題を解決するために設立されました。多面的機能支払による活動組織として、農地、水路や農道の保全活動に継続して取り組むとともに、蜂蜜しぼり体験会やホタルの自然環境を守りつつ、鑑賞会等の地域外の方々との交流を拡大されている取組が評価されての受賞です。

下吉井ほたるの会

福島一廣会長（写真左）
中島博会計担当（写真右）

今回の受賞を励みに、これからも当会の農業者、婦人会や消防団など仲間同士のつながりを大切に、耕作放棄地の解消、里山の景観維持等に努めていきます。

活動する農業者の高齢化などの問題もありますが、「継続は力なり」、継続することで、よい結果も付いてくると考えます。



令和5年産米等作付意向の公表（令和5年1月末時点）

令和5年産米の作付意向（令和5年1月末時点）は、令和4年産の作付実績との比較による作付けの傾向を示したものです。栃木県では、令和4年産の作付実績に対して、主食用米、飼料用米は減少傾向を見込んでおり、新市場開拓用米、米粉用米、WCS用稲、大豆及び備蓄米などの品目で増加傾向、加工用米、麦で前年並みが見込まれています。

令和5年産米に向けては、栃木県においても需給状況が改善しつつある中で、令和4年産米の価格も上昇傾向にあります。更に、栃木県では飼料用米の98%が一般品種での取組であることから、この機に飼料用米から主食用米に戻ってしまうのではないかと懸念しているところ です。

事前の契約等がない中で、主食用米の作付けを闇雲に増やすことがないよう、令和4年産米に引き続き、需要に応じた生産に必要な作付転換をお願いします。

○ 主産県における令和5年産米等の作付意向について（第1回中間的取組状況（令和5年1月末時点））

| 都道府県 | 主食用米 | | 戦略作物 | | | | | | | | | | | | 備蓄米 | | | |
|------|--------|------------------|--------|------------------|--------------------|------------------|--------|------------------|--------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|-------|------------------|
| | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) | 加工用米 | | 新市場開拓用米 (輸出用米等) | | 米粉用米 | | 飼料用米 | | WCS用稲 | | 麦 | | 大豆 | | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) |
| | | | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) | 4年産実績 | 5年産意向 (対前年実績) | | |
| 全国計 | 125.1万 | | 49,785 | 7,248 | 8,403 | 142,055 | 48,404 | 106,275 | 88,568 | 36,479 | | | | | | | | |
| 北海道 | 82,500 | → | 6,804 | 1,359 | 92 | 7,094 | 900 | 37,248 | 19,246 | 2,707 | | | | | | | | |
| 青森 | 33,900 | → | 924 | 293 | 6 | 9,085 | 767 | 554 | 4,758 | 4,513 | | | | | | | | |
| 岩手 | 43,700 | → | 1,361 | 345 | 76 | 5,830 | 2,234 | 3,325 | 4,073 | 653 | | | | | | | | |
| 宮城 | 57,000 | → | 653 | 727 | 155 | 10,416 | 2,672 | 1,727 | 10,128 | 2,155 | | | | | | | | |
| 秋田 | 69,100 | → | 8,820 | 380 | 429 | 5,279 | 1,172 | 165 | 8,610 | 3,714 | | | | | | | | |
| 山形 | 52,700 | → | 4,715 | 373 | 119 | 5,236 | 1,115 | 85 | 4,621 | 3,620 | | | | | | | | |
| 福島 | 51,900 | → | 382 | 82 | 13 | 12,631 | 1,078 | 291 | 786 | 5,408 | | | | | | | | |
| 茨城 | 58,300 | → | 987 | 452 | 59 | 14,375 | 603 | 4,221 | 592 | 207 | | | | | | | | |
| 栃木 | 46,100 | → | 1,807 | 44 | 1,448 | 15,716 | 2,012 | 6,855 | 635 | 1,384 | | | | | | | | |
| 千葉 | 45,500 | → | 1,444 | 12 | 131 | 10,706 | 1,129 | 435 | 273 | 706 | | | | | | | | |
| 新潟 | 99,900 | → | 7,627 | 1,513 | 2,285 | 4,578 | 433 | 125 | 3,907 | 4,558 | | | | | | | | |
| 富山 | 31,300 | → | 1,166 | 363 | 249 | 2,149 | 457 | 3,047 | 3,751 | 2,393 | | | | | | | | |

（注）主食用米、戦略作物及び備蓄米の「5年産意向（対前年実績）」は、4年産実績と比較し、「↑」：増加傾向（1%超増加）、「→」：前年並み（増減1%以内）、「↓」：減少傾向（1%超減少）で分類。

★ 都道府県別の作付意向の詳細は、以下のURL又は二次元バーコードからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/attach/pdf/sakudou-15.pdf>



令和3年栃木県の農業産出額及び生産農業所得

1 農業産出額

令和3年の栃木県の農業産出額は2,693億円で、前年に比べ6.3%減少しました。これは、主に鶏及び肉用牛の産出額は増加したものの、米及び野菜の産出額が減少したためです。(図1)

農業算出額の部門別に構成割合をみると、野菜が26.3%(707億円：対前年増減比▲6.5%)で最も高く、次いで乳用牛が17.3%(465億円：対前年増減比0.4%)、米が16.8%(453億円：対前年増減比▲31.6%)の順となっています。(表1)

2 生産農業所得

生産農業所得は1,128億円で、前年に比べ0.7%増加しました。(表1)

3 栃木県の農業算出額の上位10品目は表2のとおりです。

図1 栃木県の農業産出額及び生産農業所得の推移

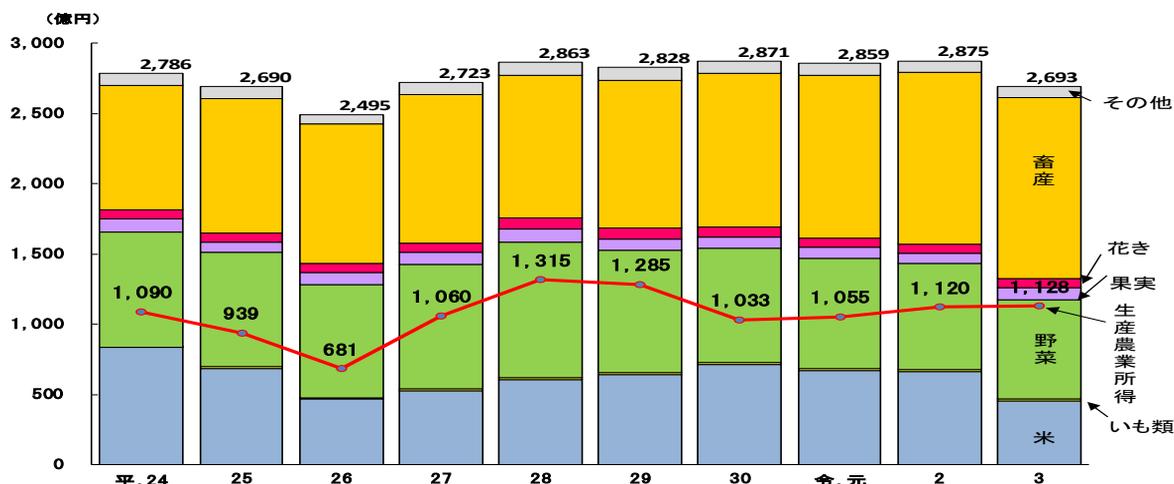


表1 栃木県の概要

| 区分 | 令和3年 | | 対前年 増減率 |
|--------|----------|-----------|------------|
| | 実額 億円 | 構成割合 % | |
| 農業産出額計 | 2,693 | 100.0 | △ 6.3 |
| うち耕種 | 1,399 | 51.9 | △ 14.9 |
| うち米 | 453 | 16.8 | △ 31.6 |
| いも類 | 12 | 0.4 | △ 33.3 |
| 野菜 | 707 | 26.3 | △ 6.5 |
| 果実 | 88 | 3.3 | 23.9 |
| 花き | 68 | 2.5 | 13.3 |
| うち畜産 | 1,287 | 47.8 | 5.1 |
| うち肉用牛 | 243 | 9.0 | 14.1 |
| 乳用牛 | 465 | 17.3 | 0.4 |
| 豚 | 307 | 11.4 | △ 4.7 |
| 鶏 | 269 | 10.0 | 20.1 |
| 生産農業所得 | 1,128 | - | 0.7 |

表2 栃木県の農業産出額上位10品目

| 順位 | 品目 | 産出額 | |
|----|------|-----|------|
| | | 億円 | % |
| 1 | 米 | 453 | 16.8 |
| 2 | 生乳 | 402 | 14.9 |
| 3 | 豚 | 307 | 11.4 |
| 4 | 鶏卵 | 255 | 9.5 |
| 5 | いちご | 248 | 9.2 |
| 6 | 肉用牛 | 243 | 9.0 |
| 7 | もやし | 111 | 4.1 |
| 8 | トマト | 69 | 2.6 |
| 9 | 乳牛 | 64 | 2.4 |
| 10 | 日本なし | 54 | 2.0 |

詳しくは下記のURL又は右記の二次元バーコードからご覧ください。

令和3年農業産出額及び生産農業所得(管内)

https://www.maff.go.jp/kanto/to_jyo/kohyo/2022kekka.html#R04PR06



お問合せ先：農林水産省関東農政局栃木県拠点（栃木支局）地方参事官室

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央2-1-16

TEL：028-633-3311（代表） FAX：028-634-0042

ホームページ：<http://www.maff.go.jp/kanto/chiikinet/tochigi/index.html>